

報道関係者 各位

令和元年6月26日

**【照会先】**

雇用環境・均等局 職業生活両立課

課長 尾田 進

課長補佐 松本 和之

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7864)

(直通電話) 03(3595)3274

労働基準局 労働条件政策課

課長 黒澤 朗

労働条件企画専門官 斉藤 将

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5383)

(直通電話) 03(3502)1599

## 『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への 「しわ寄せ」防止のための総合対策』を策定しました

～厚労省・中企庁・公取委が連携し、大企業等による「しわ寄せ」防止を徹底～

厚生労働省は、本日、中小企業庁と公正取引委員会とともに、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』（しわ寄せ防止総合対策）を策定しましたので、お知らせします。

厚労省・中企庁・公取委では、令和2年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用に向け、緊密な連携を図りながら以下の取組を実施していきます。

### ○「しわ寄せ防止総合対策」の4つの柱

#### ① 関係法令等の周知広報

- ・都道府県労働局・労働基準監督署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・地域の労使の代表が参加した協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

#### ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

#### ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業・親事業者に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

#### ④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、公取委・中企庁が厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

(別添1) しわ寄せ防止総合対策の概要

(別添2) しわ寄せ防止総合対策（令和元年6月26日策定）